

参 考 資 料

I くらし保健福祉部関係

1 令和2年度 くらし保健福祉部主要施策の概要

(1) くらし保健福祉部所管の計画一覧

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県保健医療計画 (保健医療福祉課)	H30.3 〈H30～R5〉 S62. 6作成 H 4. 6見直し H 9.10見直し H14.10見直し H17. 9一部見直し H20. 3見直し H25. 3見直し H30. 3見直し	○本県の保健医療行政の基本的指針 ・保健医療圏及び基準病床数 ・健康づくり・疾病予防の推進 ・患者の視点に立った良質な医療提供体制の整備 ・安全で質の高い医療の確保 ・地域包括ケア体制の整備充実 ・平成37(2025)年に向けた地域の医療提供体制の構築(地域医療構想) ・健康危機管理体制等の整備 ・持続可能な医療保険制度の構築 ・計画の推進方策 根拠：医療法第30条の4第1項	
鹿児島県医療費適正化計画 (保健医療福祉課)	H30.3 〈H30～R5〉 H20.3作成 H25.3見直し H30.3見直し	○本県の医療費適正化の基本的な方針 ・医療費を取り巻く現状と課題 ・医療費適正化に向けた目標と取組 (1)県民の健康の保持の推進 (2)医療の効率的な提供の推進 根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項	全国医療費適正化計画 (H30～R5)
鹿児島県外来医療計画 (保健医療福祉課)	R2.3 〈R2～R5〉	○本県の外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画 ・本県の外来医療の現状・課題 ・施策の方向性(外来医療提供体制, 医療機器の効果的な活用) ・計画の推進方策 根拠：医療法第30条の4第1項	
鹿児島すこやか長寿プラン2018 (高齢者生き生き推進課)	H27.3 〈H30～R2〉 H 6.3作成 H12.3見直し H15.3見直し H18.3見直し H21.3見直し H24.3見直し H27.3見直し H30.3見直し	○本県の高齢者に関する施策全般の計画 ・健康づくりと社会参加の推進 ・地域包括ケアシステムの強化及び推進に向けた取組 ・認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保 ・高齢者医療の適切な推進 ・介護給付等対象サービス基盤の充実 ・高齢者の快適で安全な生活の確保 ・人材の育成・確保 ・計画の推進 根拠：老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条	
健康かごしま21 (健康増進課)	H13.3 策定 H20.3 改定 〈H13～H24〉 H25.3 策定	○本県の健康増進施策に関する計画 ○重要目標 (1)脳卒中の発症・重症化予防と死亡者の減少 (2)がんの発症・重症化予防と死亡者の減少 (3)ロコモティブシンドロームの発症・重症化予防 (4)認知症の発症・重症化予防 (5)休養・こころの健康づくりの推進 ○分野別施策及び目標 根拠：健康増進法第8条第1項	第4次国民健康づくり対策 (健康日本21 (第2次)) 〈H25～R4〉

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県がん対策推進計画 (健康増進課)	H25. 3 〈H30～R5〉 (H20. 3策定 H25. 3見直し H30. 3見直し)	○本県におけるがん対策の基本的事項を定めた計画 ・全体目標 (1)科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 (2)患者本位のがん医療の実現 (3)尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 ○分野別施策及び個別目標 根拠：がん対策基本法第11条	がん対策推進 基本計画 〈H29～R4〉
鹿児島県障害者計画 (障害福祉課)	H30. 3 〈H30～R4〉 [実施計画] ①かごしまいきいき障害者 プラン2 1 〈H15～H19〉 ②鹿児島県障 害福祉計画 第一期 計画期間 〈H18～H20〉 第二期 計画期間 〈H21～H23〉 第三期 計画期間 〈H24～H26〉 第四期 計画期間 〈H27～H29〉 第五期 計画期間 〈H30～R2〉	○障害者施策の基本的方向性を示す計画 ・基本的な方針 (1)地域社会における共生等 (2)障害者差別の禁止 ・重点的に取り組む施策 (1)県民の理解促進 (2)差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (3)障害福祉サービス提供体制の充実 (4)地域移行の支援 (5)社会参加の促進 (6)まちづくりの推進 (7)障害児の支援 (8)雇用・就業の支援 (9)離島における対策 根拠：障害者基本法第11条第2項	障害者基本計画 〈H30～R4〉
鹿児島県自殺対策計画 (障害福祉課)	H31. 3 〈R元～R5〉	○誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県の実現をめざし、総合的な自殺対策を推進するための計画 ・基本方針(5項目) 1 生きることの包括的な支援として推進 2 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進 他 ・基本施策(5項目：全国的に実施) ・重点施策(5項目：本県において取り組むべき課題) 1 高齢者に対する取組 2 生活困窮者に対する取組 3 被雇用者・勤め人に対する取組 4 子ども・若者に対する取組 5 ハイリスク者(自殺未遂者等)に対する取組 根拠：自殺対策基本法	自殺総合対策 大綱
鹿児島県アルコール健康 障害対策推進計画 (障害福祉課)	H31. 3 〈R元～R5〉	○本県のアルコール健康障害対策を総合的に推進するための計画 ・基本理念 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止とアルコール健康障害を有する者とその家族に対する支援の充実 ・基本的施策(10項目) 教育の振興等、健康診断及び保健指導、 相談支援等、社会復帰の支援 等 ・離島・へき地におけるアルコール健康障害対策 根拠：アルコール健康障害対策基本法	アルコール健康 障害対策推進 基本計画

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県動物愛護管理 推進計画 (生活衛生課)	H26. 3 (H26～R5)	○本県の動物の愛護及び管理に関する施策の方向性を示す計画 ・計画目標 「人と動物の共生する地域社会の実現」	動物の愛護及び管理に関する法律
鹿児島県歯科口腔保健 計画 (健康増進課)	H25. 3 (H25～R4)	○本県における歯科口腔保健施策の総合的な実施に係る計画 ・全体目標 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小 ・施策及び個別目標 (1) 歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上 (2) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進 (3) 離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進 (4) 医科歯科連携・多職種連携の推進 (5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備 根拠：歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
鹿児島県社会的養育推進計画 (子ども家庭課)	R元 (R2～R11)	○本県の社会的養育の充実を推進するための計画 ・里親等の家庭養育の推進 ・施設における家庭的養育の推進 ・社会的養護自立支援の充実 ・家庭支援の充実 ・子どもの権利擁護の推進	—
かごしま子ども未来プラン2020 (子育て支援課)	R元 (R2～R6)	○本県の少子化対策や子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するための指針とする計画 ・結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり ・安心して子育てができる社会づくり ・子どもの夢や希望を実現する環境づくり ・子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり ・ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり ・子ども・子育て支援新制度の推進 根拠：次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て支援法 等	少子化社会対策大綱
鹿児島県地域福祉支援計画 (社会福祉課)	H31. 3 (R元～R5)	○個別計画の上位計画として、地域共生社会実現の施策の方向性等を取りまとめた計画 ・ 基本理念 地域共生社会の実現 ・ 支援施策の展開 (1) 安心して暮らせる社会づくり (2) 福祉を支える担い手づくり (3) 地域福祉の推進を支援 根拠：社会福祉法第108条	
鹿児島県医師確保計画 (医師・看護人材課)	R2. 3 (R2～R5)	○本県の医師確保対策に関する計画 ・医師偏在指標の算出、医師少数区域等の設定 ・医師の確保の方針、目標医師数の設定 ・目標医師数を達成するための施策の作成 根拠：医療法第30条の4第1項	

○計画期間の一覧

現行の計画名	H28	H29	H30	R元	R2	R3
鹿児島県保健医療計画 〈H30～R5〉 (保健医療福祉課)		改訂作業				
鹿児島県医療費適正化計画 〈H30～R5〉 (保健医療福祉課)		改訂作業				
鹿児島県外来医療計画 〈R2～R5〉				策 定		
鹿児島すこやか長寿プラン2018 〈H30～R2〉 (高齢者生き生き推進課)						
健康かごしま 2 1 〈H25～R5〉 (健康増進課)						
鹿児島県がん対策推進計画 〈H30～R5〉 (健康増進課)						
鹿児島県障害者計画 〈H30～R4〉 (障害福祉課)						
鹿児島県障害福祉計画 (鹿児島県障害児福祉計画)						
第五期(第一期)						
第六期(第二期)					改訂作業	
鹿児島県自殺対策計画 〈R元～R5〉 (障害福祉課)			策 定			
鹿児島県アルコール健康障害 対策推進計画 〈R元～R5〉 (障害福祉課)			策 定			
鹿児島県動物愛護管理推進計 画 〈H26～R5〉 (生活衛生課)					改訂作業	
鹿児島県歯科口腔保健計画 〈H25～R4〉 (健康増進課)						
鹿児島県社会的養育推進計画 〈R2～R11〉 (子ども家庭課)				改訂作業		

現行の計画名	H28	H29	H30	R元	R2	R3
かごしま子ども未来プラン2020 〈R2～R6〉 (子育て支援課)				策 定		
鹿児島県地域福祉支援計画 〈R元～R 5〉 (社会福祉課)			策 定			
鹿児島県医師確保計画 〈R2～R5〉 (医師・看護人材課課)				策 定		

(2) 主な計画等概要

① 鹿児島県保健医療計画

1 根拠法令

医療法第30条の4第1項

2 計画期間

平成30年度から令和5年度まで

3 基本理念

「県民が健康で長生きでき、安心して医療を受けられる、みんなが元気な鹿児島」
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 総論	計画の策定、本県の概要、地域診断
(2) 保健医療圏	保健医療圏の役割、基準病床数 等
(3) 健康づくり・疾病予防の推進	健康の増進、保健対策・疾病予防対策の推進
(4) 患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備	医療提供体制の整備、安全・安心な医療提供体制の整備
(5) 安全で質の高い医療の確保	医療従事者の確保及び資質の向上、医療連携体制の構築、疾病別・事業別の医療連携体制 等
(6) 地域包括ケア体制の整備充実	介護サービス等の充実、在宅医療・終末期医療の体制整備、医療と介護の連携、高齢者の支援、障害者・難病患者等の支援
(7) 2025（平成37）年に向けた地域の医療提供体制の構築（地域医療構想）	地域医療提供体制の概要等、人口推計及び医療提供体制の現状等、構想区域と病床の必要量（必要病病床数）、地域医療構想の推進
(8) 健康危機管理体制等の整備	健康危機管理対策の推進、安全で衛生的な生活環境の確保
(9) 持続可能な医療保険制度の構築	医療費適正化の推進、後期高齢者医療制度の円滑な運用
(10) 計画の推進方策	数値目標の設定、計画の推進体制と役割 等

5 基準病床数

病床種別	保健医療圏名	基準病床数	既存病床数	うち療養病床数
療養病床及び一般病床	鹿児島	8,434	11,003	3,580
	南薩	833	2,427	1,088
	川薩	961	1,515	625
	出水	789	993	426
	姶良・伊佐	1,976	3,370	1,648
	曾於	522	938	586
	肝属	1,747	1,959	583
	熊毛	214	444	11
	奄美	959	1,714	585
	計	16,435	24,363	9,132
精神病床	県全域	8,046	9,527	
結核病床	県全域	111	111	
感染症病床	県全域	45	45	

③ 鹿児島県外来医療計画

1 根拠法令

医療法第30条の4第1項

2 計画期間

令和元年度から令和5年度まで

3 計画策定の趣旨

医療法の一部改正に伴い、医療計画の定める事項に「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加。高齢者数がピークを迎える2040年に向けた生産性の向上、医師の働き方改革の推進、実効性のある医師偏在対策など、取組強化が求められ、これらの動きや、国の方針等を踏まえ、新たな計画を策定

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 総論	計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間
(2) 本県の外来医療の現状・課題	○外来医療機能について 医療資源の状況、外来医師偏在指標と外来医師多数区域、現時点で不足している外来医療機能等 ○医療機器について 医療機器の保有状況、配置状況等
(3) 施策の方向性	○外来医療提供体制 ・新規開業者に対する情報提供 ・新規開業者への対応 ・協議の場の設置 ・外来医療機能提供体制の整備 ○医療機器の効果的な活用 ・新規購入希望者に対する情報提供 ・医療機器の共同利用に係る計画 ・協議の場の設置
(4) 計画の推進方策	外来医療計画の周知と情報提供 計画の推進体制と役割

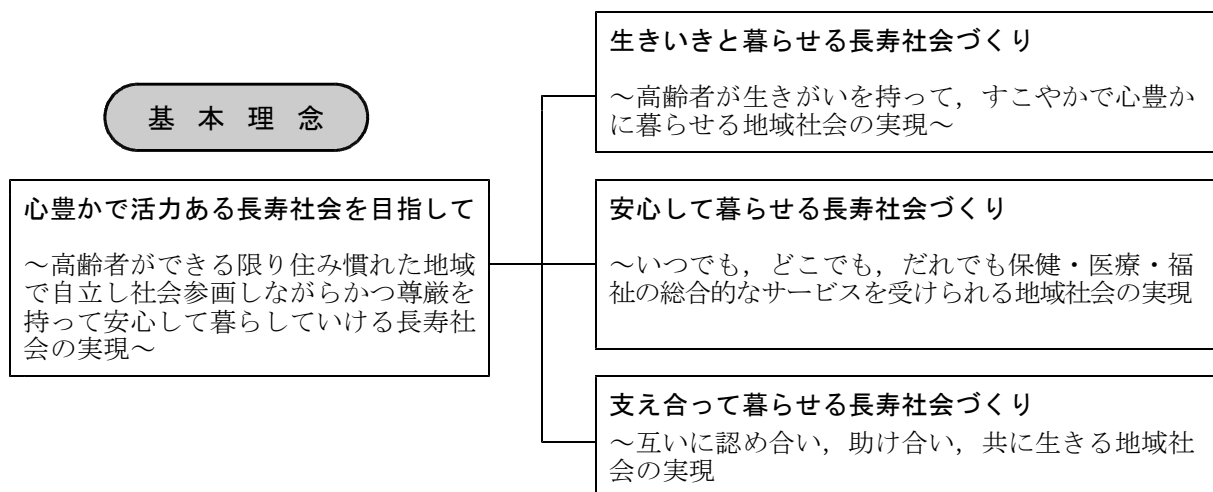
5 外来医師偏在指標

圏域名	診療所 従事医師数	外来医師 偏在指標	全国順位	外来医師 多数区域
鹿児島	702	127.4	35	○
南薩	113	120.4	47	○
川薩	118	125.4	38	○
出水	60	86.7	240	
姶良・伊佐	192	103.8	126	
曾於	41	89.5	229	
肝属	108	97.4	166	
熊毛	15	84.8	257	
奄美	63	105.3	114	

④ 鹿児島すこやか長寿プラン2018

「鹿児島すこやか長寿プラン2018」は、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って、すこやかで安心して暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」の強化及び推進を図るため、在宅医療・介護連携の推進等の地域支援事業に積極的に取り組み、地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりなど市町村が主体となった地域づくりを進める計画として作成するものである。

1 基本理念及び基本的な政策目標



2 施策の展開

重 点 目 標	・健康づくりと社会参加の推進 ・地域で高齢者を支える仕組みづくり
---------	-------------------------------------

主 要 施 策	
①健康づくりと社会参加の推進	健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、生涯を通じた主体的な健康づくりや疾病予防の取組の施策を推進します。また、地域づくりの担い手の中心として取り組めるような環境の整備を図るための施策を推進します。
②地域包括ケアシステムの強化及び推進に向けた取組	「重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができる」ために、日常生活の場（日常生活圏域）において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが、各地域の実情に応じたかたちで構築されることを目指します。
③認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保	認知症の予防、早期診断・早期対応のシステムを構築するとともに、認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送り、また、その家族も安心して社会生活を営むことができるようにするための施策を推進します。
④高齢者医療の適切な推進	高齢者にとって安心できる医療の給付など、医療保険制度の安定的な運営を図るとともに、県民の健康の保持や医療の効率的な提供を推進し、増大する高齢者医療費が適切なものとなるような施策を推進します。
⑤介護給付等対象サービス基盤の充実	介護保険財政の安定的な運営や公平・公正な要介護認定の確保により、介護保険制度の持続可能性の確保に努めるとともに、介護サービスの質の確保・向上や多様な介護サービスの提供ができるようにするための施策を推進します。
⑥高齢者の快適で安全な生活の確保	高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で快適で安全な生活を送ることができるよう、高齢者の住みよいまちづくりや高齢者の安全な暮らしづくりのための施策を推進します。
⑦人材の育成・確保	高齢者が、質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する人材の育成・確保を図るための施策を推進します。
⑧計画の推進	計画を効果的に推進していくための方策を定めるとともに、目標等の進捗状況の把握と適切な進行管理を行います。また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」を踏まえ、市町村に対する必要な支援の充実に努めます。

3 計画期間

平成30年度から令和2年度までの3か年の計画で、3年後（令和2年度）に見直しを行う。

⑤ 健康かごしま21（平成25～令和5年度）

個人が主体的に行う健康づくりのみならず、健康に関連するすべての団体が一体となって、県民の健康づくりを支援するための健康づくり計画として、平成13年度に「健康かごしま21」を策定し、平成20年度には改定を行ってきたところであるが、当計画は平成24年度で終了した。

計画の達成状況や「県民の健康状況実態調査結果」等を踏まえるとともに、「健康日本21（第2次）」に盛り込まれた新たな視点等を勘案して、「健康かごしま21（平成25～令和4年度）」を策定した。

令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により「健康かごしま21」評価指標として活用する国の調査の延期等に伴い、計画期間を1年延長し令和5年度までとした。

- 1 根拠法 健康増進法
- 2 計画策定年度 平成24年度（平成25年3月）
- 3 計画期間 平成25年度～令和5年度
- 4 計画策定の新たな視点
 - 生活習慣病の発症予防に加え、重症化の予防も推進
 - 高齢化の進行に伴う生活の質（QOL）の向上策の一層の推進
 - 社会全体で健康づくりを支援するための環境整備

5 目指す姿

心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造



6 全体目標

健康寿命の延伸，生活の質（QOL）の向上

- ・生活習慣病の発症・重症化予防
 ・要介護状態の予防
 ・健康格差の縮小 等



7 重要目標

- ① 脳卒中の発症・重症化予防と死亡者の減少
 ② がんの発症・重症化予防と死亡者の減少
 ③ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の発症・重症化予防
 ④ 認知症の発症・重症化予防
 ⑤ 休養・こころの健康づくりの推進

8 分野別施策及び目標の設定

国の基本方針等を踏まえ、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」などの5つの基本的な方向とそれに対応した施策及び目標を設定する。

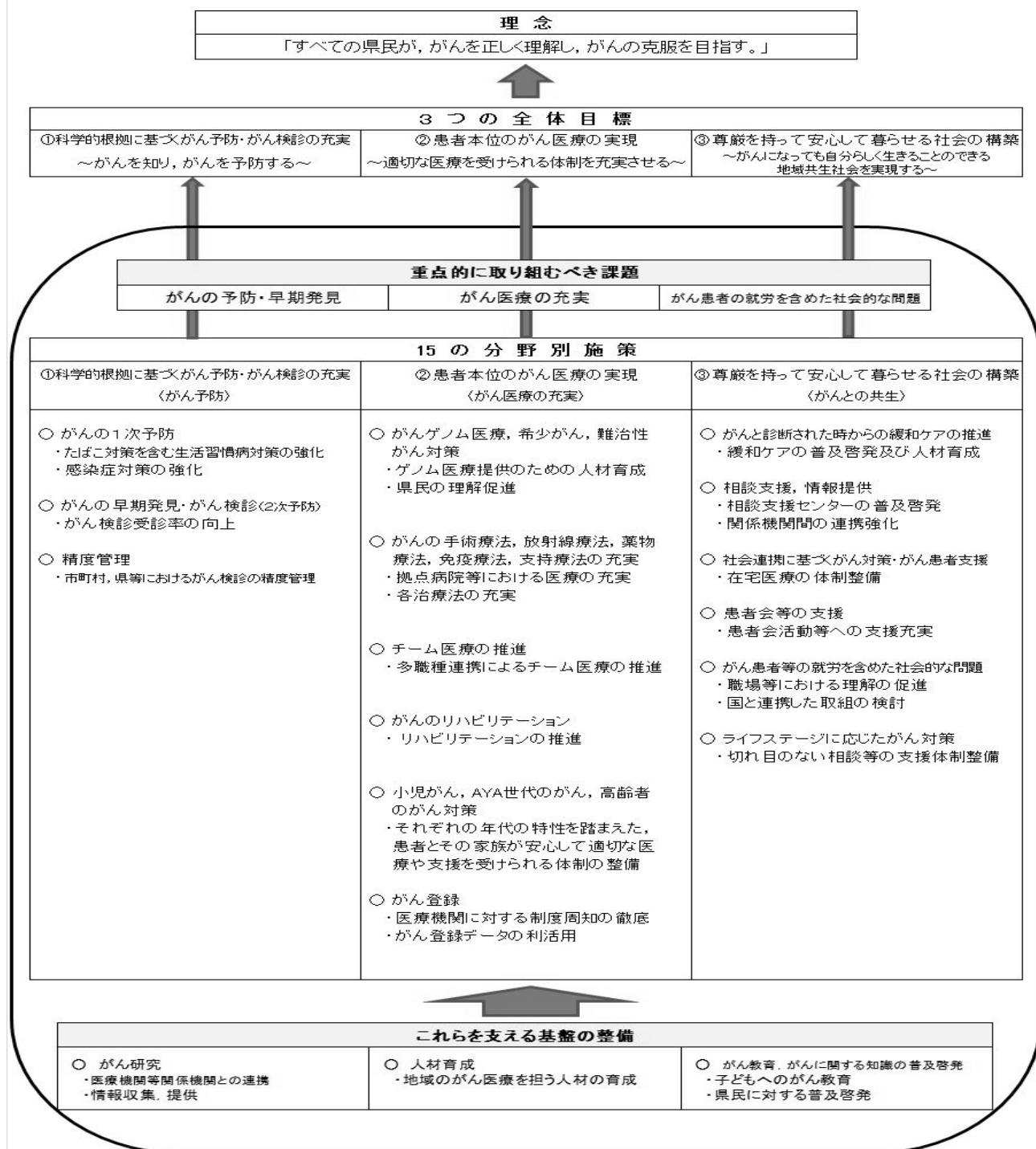
9 目標項目・目標値の設定

50の目標項目について、103の目標値を設定する（再掲を除く）。

⑥ 鹿児島県がん対策推進計画

「鹿児島県がん対策推進計画」は、「すべての県民が、がんを正しく理解し、がんに向き合い、がんの克服を目指す」ため、本県のがん対策の更なる充実のもとより、がん対策の基本的事項を定めて、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。

「鹿児島県がん対策推進計画」理念・全体目標・重点課題・分野別施策

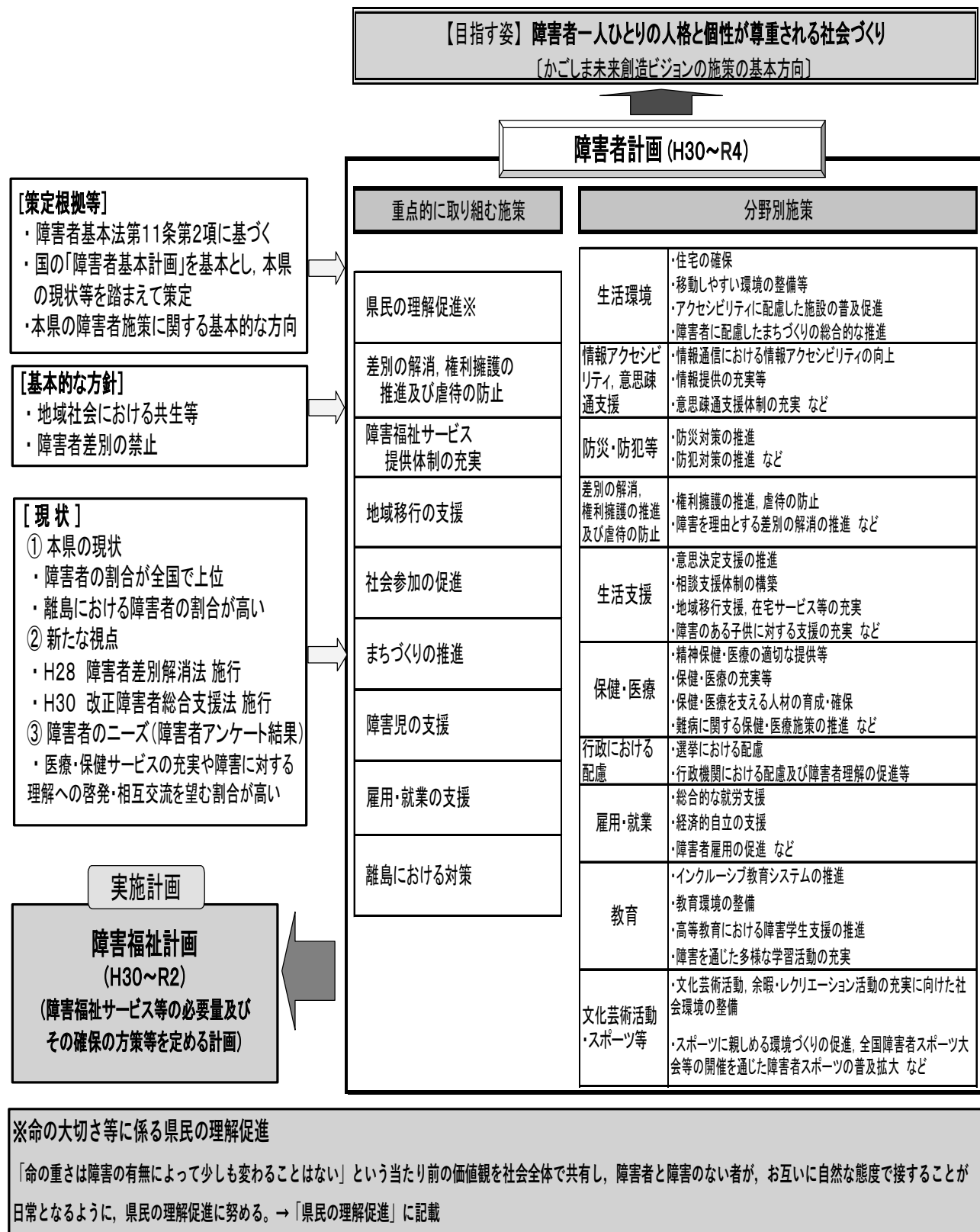


計画の期間

平成30年度から令和5年度までの6年間とする。

なお、基本法において、「都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。」とされている。

⑦ 鹿児島県障害者計画



⑧ 鹿児島県自殺対策計画

鹿児島県自殺対策計画の概要

基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県を目指す
基本認識	1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である 2 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている 3 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する
基本方針	1 生きることの包括的な支援として推進 2 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 4 実践と啓発を両輪として推進 5 関係者の役割の明確化及び関係者の連携・協働を推進
基本施策・重点施策	基本施策 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 全国的に実施することが望ましいとされている施策
	重点施策 1 高齢者に対する取組 2 生活困窮者に対する取組 3 被雇用者・勤め人に対する取組 4 子ども・若者に対する取組 5 ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組 鹿児島県において対応すべき課題に対する施策（自殺実態プロフィールより）
数値目標	平成38(2026)年までに、自殺死亡率※を平成27年と比べて30%以上減少 平成27年19.0 → 平成38年13.3以下 本計画期間では、<u>平成35(2023)年までに14.9以下</u> （保健医療計画の目標値と同じ） ※ 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数
推進体制	1 鹿児島県自殺対策連絡協議会 （関係機関・団体との連携強化、計画の進捗管理・評価等の実施） 2 鹿児島県自殺対策庁内連絡会議（全庁的な自殺対策の推進） 3 市町村自殺対策計画の推進 （県自殺予防情報センターによる助言・指導等） 4 その他市町村等への支援の強化 （自殺対策に資する事業に対する技術的支援や助言、人材養成等）

⑨ 鹿児島県アルコール健康障害対策推進計画

鹿児島県アルコール健康障害対策推進計画の概要

基本理念	アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止と、アルコール健康障害を有する者とその家族に対する支援の充実を図り、誰もが健康で安心して暮らすことのできる鹿児島県を目指す。		
基本的な方向性	(1) アルコールに関する正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する取組の推進 (2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり (3) 医療における質の向上と連携の推進 (4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための地域づくり		
重点課題	発生予防 → 進行予防 → 再発防止		
	1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ○飲酒に伴うリスクに関する知識等を普及し、県民自らが発生を予防 ○酒類関係事業者等と連携し、社会全体で不適切な飲酒の誘引を防止 2 アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 ○地域における相談拠点を明確化した上で、関係機関の連携体制を構築 ○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進		
目標	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少 ②未成年者の飲酒をなくす ③妊娠中の飲酒をなくす ④地域における相談拠点 ⑤アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関		
基本的施策	①教育の振興等 ②不適切な飲酒の誘引の防止 ③健康診断及び保健指導 ④アルコール健康障害に係る医療の充実等 ⑤アルコール健康障害に関連して生ずる社会問題への対応 ⑥相談支援等 ⑦社会復帰の支援 ⑧民間団体の活動に対する支援 ⑨人材の確保等 ⑩調査研究の推進等		
鹿児島県の特徴的な取組			
離島・へき地におけるアルコール健康障害対策			

⑩ 鹿児島県動物愛護管理推進計画

鹿児島県動物愛護管理推進計画（概要）

平成24年改正の「動物の愛護及び管理に関する法律」で、動物愛護管理行政を長期的な観点から推進するため、国は「動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針（以下、基本指針）」を改定し、本県においても「動物愛護管理推進計画」について、指針に即するよう必要な見直しを行いました。

計画の目標

「人と動物の共生する地域社会の実現」

計画の期間 平成26年度～35年度

H35年度
数値目標

・犬・猫の殺処分頭数 2,000頭以下 ・犬・猫の譲渡率 20.0%以上
・動物愛護教室等延べ参加者数 毎年度 1,000人以上

基本的な方針

動物愛護思想の普及の推進

- 地域等における啓発
 - ・ふれあい活動の実施
 - ・動物愛護イベントの開催
- 動物愛護行事
 - ・動物愛護教室の開催
 - ・動物とのふれあい
 - ・「動物愛護週間」の普及

適正飼養等の推進

- 適正飼養の啓発
 - ・終生飼養の推進
 - ・みだりな繁殖の防止
 - ・しつけ方教室の開催
- 動物取扱業の適正化
 - ・取扱責任者研修の実施
 - ・顧客への説明等、法令の遵守
- 譲渡・返還の促進
 - ・インターネットの活用

県民と動物の安全の確保

- 災害時の対応
 - ・動物救護活動に関する連携体制の整備
- 動物由来感染症対策
 - ・情報収集と普及啓発

関係者間の協働関係の構築

- 市町村、獣医師会、動物愛護団体等、関係者間の協働関係の構築
- 動物愛護推進員の委嘱・活動の推進

⑪ 鹿児島県歯科口腔保健計画

歯科口腔保健の推進体系

全体目標：口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進

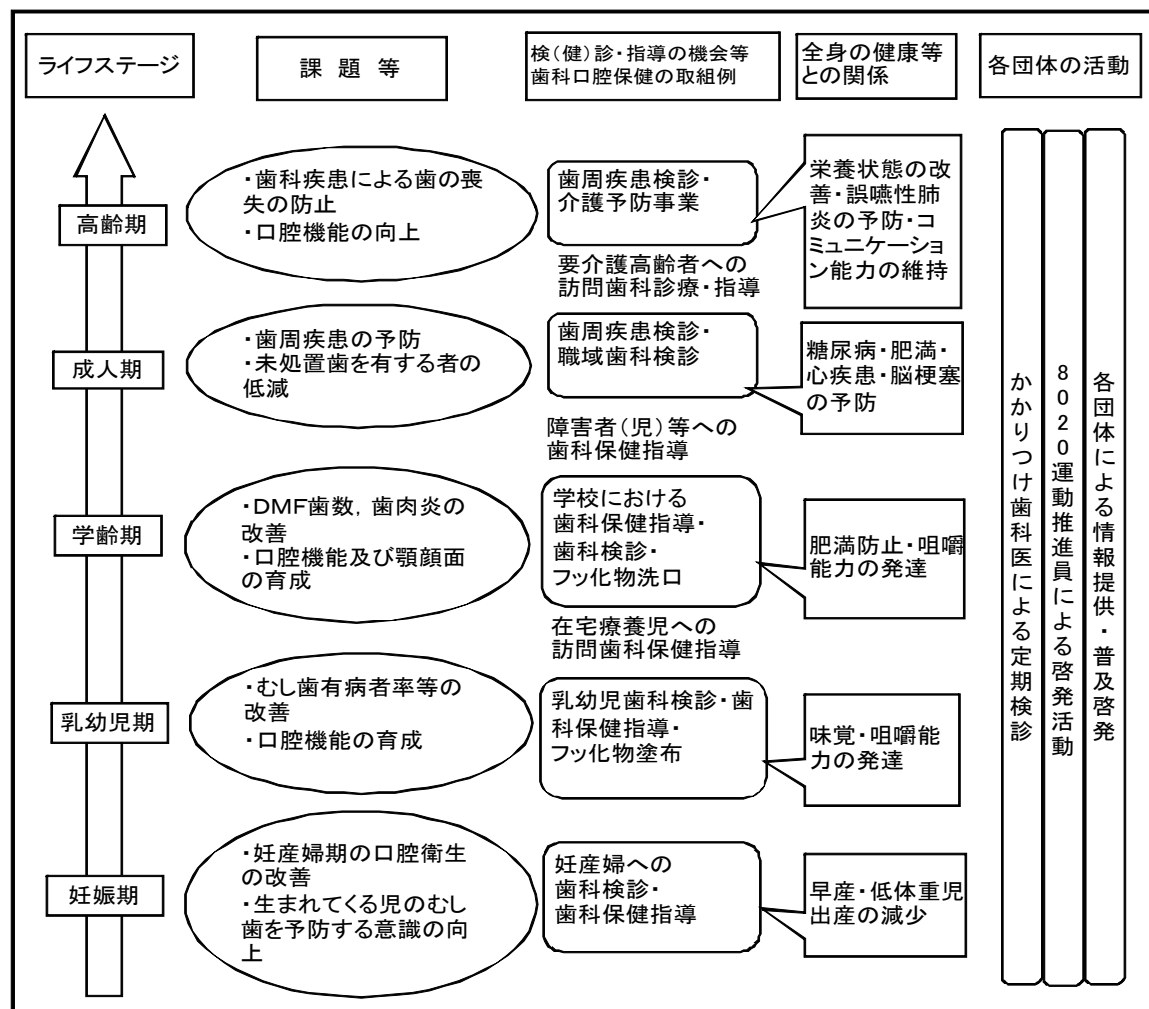
医科歯科連携・多職種連携の推進

【主要な課題】

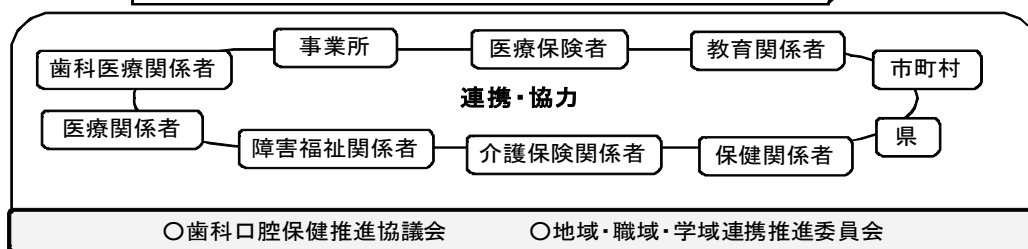
乳幼児期におけるむし歯予防

成人期における歯周病予防

高齢期における口腔機能の保持



歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備



⑫ 鹿児島県社会的養育推進計画

1 根拠法令等

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について
(平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

2 計画期間

令和2年度から令和11年度まで

3 基本理念

家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める。(家庭養育優先原則)

4 計画の内容

本計画では、「家庭養育優先原則」に基づき、里親等委託を推進するとともに、里親等への委託が困難な子どもに養育する児童養護施設等においても、「できる限り良好な家庭的環境」を確保するため、小規模かつ地域分散化を促進するもの

⑬ かごしま子ども未来プラン2020

1 根拠法

次世代育成支援対策推進法，子ども・子育て支援法

2 包含する計画

- ・「母子保健計画について」（平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「策定指針」に基づく「母子保健計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- ・新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画

3 計画期間

令和2年度～令和6年度

4 基本理念

子どもを産み育てやすい鹿児島を目指して ～ 子どもたちの笑顔と未来のために～

5 基本目標

個々人の結婚，妊娠・出産，子育ての希望が，県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し，少子化に歯止めをかけるとともに，次世代の育成を支援します。

6 施策体系

施策の方向	基本施策
1 結婚，妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	(1)総合的な結婚支援の推進 (2)健やかな妊娠・出産への支援 (3)周産期医療・小児医療の提供体制の確保
2 安心して子育てができる社会づくり	(1)社会全体で子育てを応援する気運の醸成 (2)地域における子育ての支援 (3)保育士等の人材確保 (4)子育て世代の経済的負担の軽減 (5)子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり
3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり	(1)知・徳・体の調和のとれた教育の推進 (2)安全で安心な学校づくり (3)特別支援教育の充実 (4)幼児教育の充実 (5)郷土教育の推進 (6)家庭教育の充実 (7)次世代をリードする人材の育成
4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)医療・食・教育で格差のない社会づくり (3)母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援 (4)子ども・若者を育てる環境づくりの推進 (5)子ども・若者の社会的自立の支援 (6)社会的養育の充実・強化
5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	(1)良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進 (2)仕事と子育ての両立のための環境整備の促進 (3)雇用の場の確保

⑭ 鹿児島県地域福祉支援計画

【計画の概要】

1 根拠法令
社会福祉法

2 計画期間
令和元年度から令和5年度まで

3 基本理念
誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現

4 支援施策の展開

項目		主な記載内容
I 安心して暮らせる社会づくり	高齢者・障害者・子育て等に対する支援	ニーズに対応した公的サービスの充実
	生活困窮者への支援	- 自立支援制度に基づく支援 - アウトリーチ等による早期把握，制度の周知や関係機関等ネットワーク構築 - 任意事業の実施による包括的支援の県下全域での展開 - 子どもの貧困対策を含む生活支援対策の推進
	権利擁護の推進	- 人権教育，啓発の総合的かつ効果的な推進と人権に関する相談体制の充実 - 差別解消のため，障害者差別解消及び条例に関する県民の理解促進 - 成年後見制度の活用促進 - 福祉サービス利用支援事業の利用促進 - 高齢者等への虐待防止の普及啓発，事業者等への研修や関係機関との連携強化
	福祉サービスの質の向上	- サービスの質の評価や情報提供の推進 - 社会福祉法人及び社会福祉施策等への適正な指導監査 - 福祉サービスの相談支援体制の整備
	福祉のまちづくりの推進	- 障害者等に配慮した総合的なまちづくりや公共的施設等のバリアフリー化の推進 - 障害者等の日常生活を支援する見守り活動等を促進
	地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の促進	高齢者と障害児・者への一体的なサービスの提供
	その他の支援	- 就労支援 - 自殺対策 - 居住支援 - 犯罪を犯した者の社会 復帰支援 - 地域防災力の強化

Ⅱ 福祉を支える担い手づくり	地域住民等の福祉活動への参加促進	・ 共助の取組強化 ・ NP0, ボランティア等の多様な活動を推進 ・ 地域住民による各種ボランティア活動の促進 ・ 高齢者の社会参加促進 ・ 市町村・関係団体との連携
	福祉人材の確保・育成と資質向上	・ 県福祉人材・研修センターにおける就労相談や職業紹介の充実による福祉人材確保 ・ 深刻な介護人材不足に対応するため、更なる処遇改善や中高年齢者・外国人の活躍促進、介護ロボットの活用や資格取得への支援など、総合的な介護人材の確保対策を推進 ・ 保育人材の確保 ・ 保健・医療を支える人材の育成・確保 ・ 子育て支援員の活用を促進
Ⅲ 地域福祉の推進を支援	市町村の地域福祉支援計画策定・改定支援	・ 市町村地域福祉計画策定・改定支援 ・ 政策課題等に対応した体制の整備
	包括的な支援体制の構築に対する支援	・ 地域課題の解決体制の構築 ・ 包括的な相談支援体制の構築 ・ 拠点機能の強化 ・ 多世代交流・多機能型の福祉拠点作りの促進 ・ 中山間地域等における支え合う仕組みづくりの促進
	県社会福祉協議会等との連携	・ 多様な主体との連携促進

5 成果指標（主なもの）

項目	現状	目標
開催計画に基づく地域ケア会議実施市町村数	30市町村（H30.9）	全市町村（R2）
認知症サポーターの養成数	157,123人（H30.9）	180,000人（R2）
地域生活支援拠点等の数	1箇所（H29）	7箇所（R2）
保育所等待機児童数	354人（H29）	0人（R元）
放課後児童クラブ待機児童数	259人（～小3） 437人（～小6） （H30）	0人（R元）
自殺死亡率（人口10万人対）	19.0（H27）	14.9以下（R5）
刑法犯検挙者の再犯者数	947人（H29）	757人（R5）
地域福祉計画を策定している市町村数	19市町村（H30）	全市町村（R5）

⑮ 鹿児島県医師確保計画

「鹿児島県医師確保計画」の要点

1 計画策定の背景・考え方

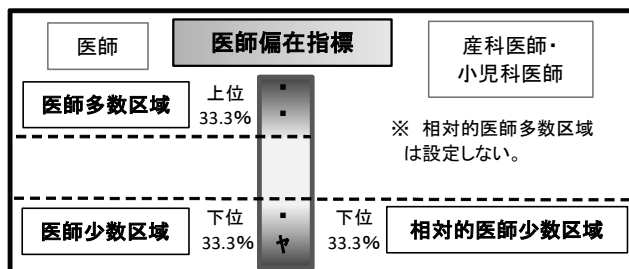
背景・必要性

医師の偏在は、地域間、診療科間において、長期にわたり、課題として認識されながら、未だに解消されていないことから、データに基づいた実効的な医師偏在対策が必要とされている。

なお、診療科別では、政策医療の観点などから、産科・小児科における医師偏在対策を急ぐ必要がある。

考え方

医療法の改正により、地域ごとの医師数の比較に医師偏在指標が導入（従来の人口10万人対医師数では不十分）されたことに伴い、この指標により算定した下位33.3%を医師少数区域（診療科別では相対的医師少数区域）として設定し、この少数区域を脱することを基本とする医師確保計画を保健医療計画の一部として策定する。



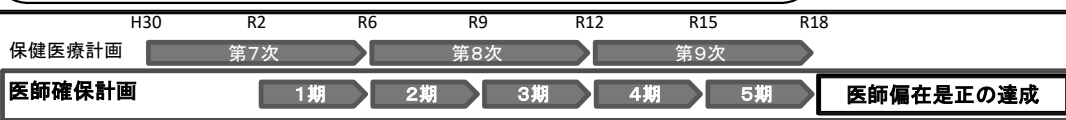
目標

医療法第30条の4第1項に基づく計画であり、計画期間は第1期は4年（R2～R5）で、その後3年ごとに実施・達成を積み重ねる。

？ 1計画期間ごとに医師少数区域がこれを脱することを基本としながら、令和18年に医師偏在是正を達成する。

医師少数スポット

医師少数区域以外で、局所的に医師が少ない地域を設定する。



2 計画の体系・概要

体系

医師確保計画

第1章 総論

第2章 医師の確保

第3章 計画の効果測定・評価

第1節 医師の確保

第2節 診療科別医師の確保

1 産科医

2 小児科医

概要

？ 医師確保の方針

① 医師少数区域

出水二次医療圏、曾於二次医療圏、熊毛二次医療圏

目標医師数の達成

※ 産科医・小児科医は、偏在対策基準医師数の達成

② 医師少数スポット(16島)

三島村各島、十島村各島、飯島、加計呂麻島、請島、与路島

医師不足の解消

？ 目標医師数

※ 産科医・小児科医は、偏在対策基準医師数

医師偏在指標が第1期計画終了時点で、下位33.3%を脱するために要する医師数

出水二次医療圏 128人(0人)、曾於二次医療圏 78人(3人)、熊毛二次医療圏 54人(5人)

※ () 書きは追加で確保が必要な医師数

？ 目標医師数を達成するための施策

① 医師の派遣調整

地域枠医師・自治医科大卒医師の配置

グループ診療による医師派遣の検討

② 医師のキャリア形成を支援するための施策

キャリア形成プログラムの運用

総合臨床研修センターによる研修

③ 医師の勤務環境を改善するための施策

県医療勤務環境改善支援センターによる支援

④ 地域医療介護総合確保基金の活用

総合的な医師確保対策の推進

効果測定・評価

定期的に計画の達成状況を点検し、PDCAに基づく管理

？ 計画終了時に調査、分析及び評価し、必要に応じて見直し

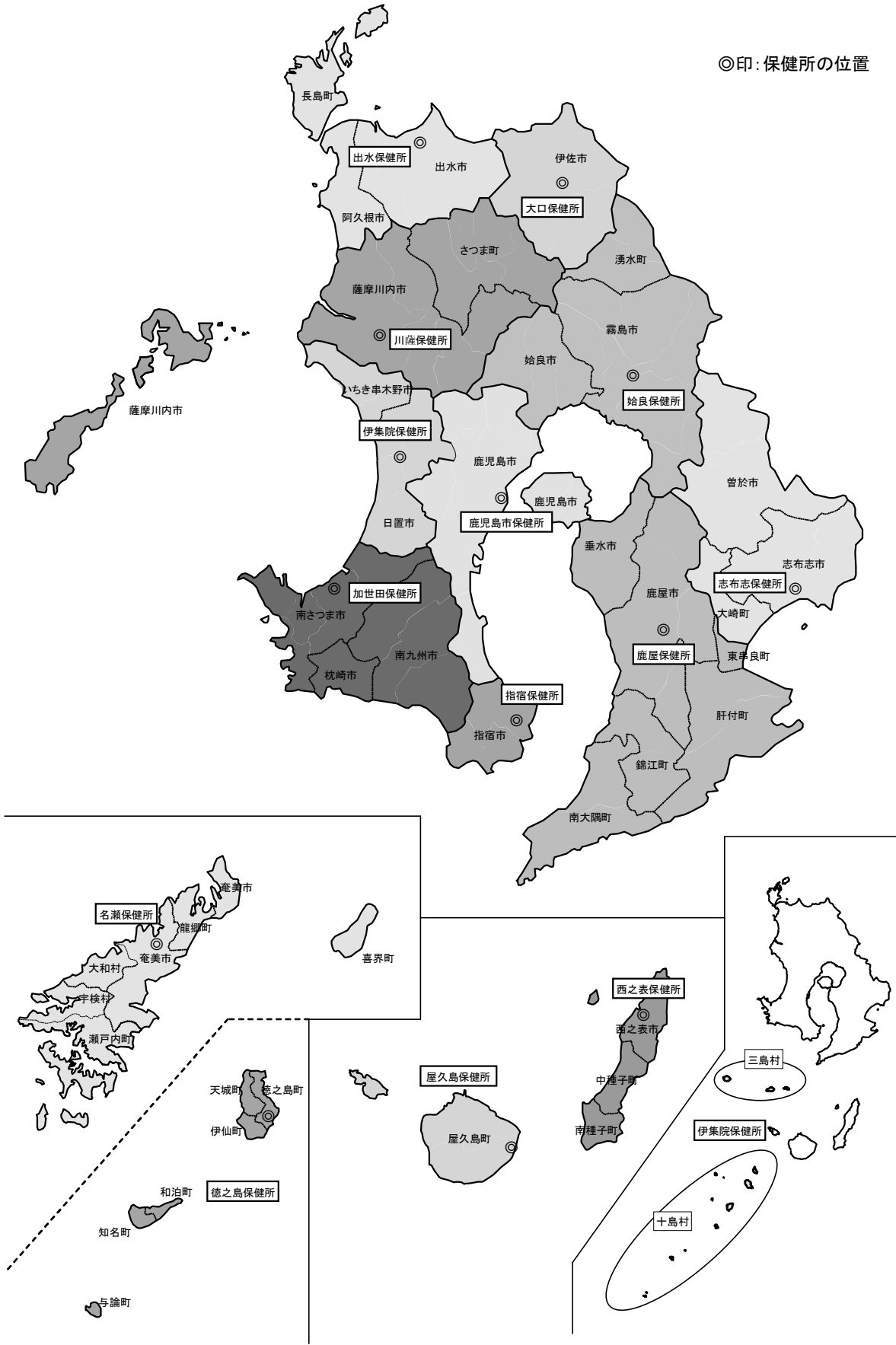
2 保健所所管区域一覧

令和2年4月1日現在

保 健 所 名	電 話 番 号	所 在 地	所 管 区 域
鹿 児 島 市 保 健 所	099(224)1111	〒890-8543 鹿児島市鴨池2-25-1-11	鹿児島市
指 宿 保 健 所	0993(23)3854	〒891-0403 指宿市十二町301	指宿市
加世田保健所	0993(53)2315	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
伊集院保健所	099(273)2332	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
川 薩 保 健 所	0996(23)3165	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	薩摩川内市, さつま町
出 水 保 健 所	0996(62)1636	〒899-0202 出水市昭和町18-18	阿久根市, 出水市, 長島町
大 口 保 健 所	0995(23)5103	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	伊佐市
始 良 保 健 所	0995(44)7951	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	霧島市, 始良市, 湧水町
志布志保健所	099(472)1021	〒899-7103 志布志市志布志町志布志2-1-11	曾於市, 志布志市, 大崎町
鹿 屋 保 健 所	0994(52)2103	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
西之表保健所	0997(22)0777	〒891-3192 西之表市西之表7590	西之表市, 中種子町, 南種子町
屋久島保健所	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	屋久島町
名 瀬 保 健 所	0997(52)5411	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
徳之島保健所	0997(82)0149	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

保健所所管区域図（令和2年4月1日現在）

◎印:保健所の位置

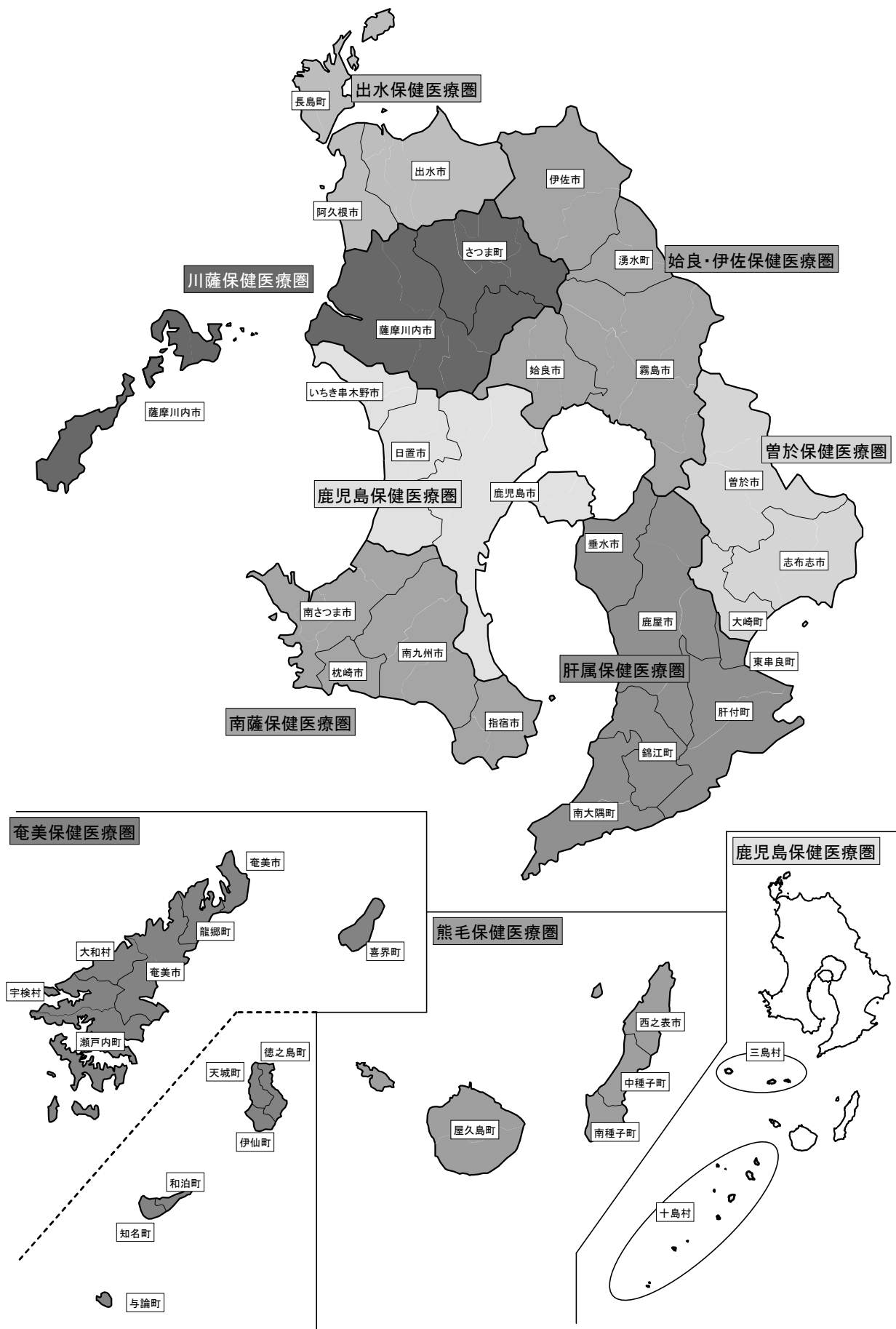


3 二次保健医療圏一覧

令和2年4月1日現在

圏 名	市 町 村 数	構 成 市 町 村
鹿 児 島 保 健 医 療 圏	5 (3市2村)	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村
南 薩 保 健 医 療 圏	4 (4市)	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
川 薩 保 健 医 療 圏	2 (1市1町)	薩摩川内市，さつま町
出 水 保 健 医 療 圏	3 (2市1町)	出水市，阿久根市，長島町
始 良 ・ 伊 佐 保 健 医 療 圏	4 (3市1町)	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
曾 於 保 健 医 療 圏	3 (2市1町)	曾於市，志布志市，大崎町
肝 属 保 健 医 療 圏	6 (2市4町)	鹿屋市，垂水市，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町
熊 毛 保 健 医 療 圏	4 (1市3町)	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町
奄 美 保 健 医 療 圏	12 (1市9町2村)	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町
合 計 (9圏域)	43 (19市20町4村)	※市町村数については，実数

二次保健医療圏図（令和2年4月1日現在）



4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧

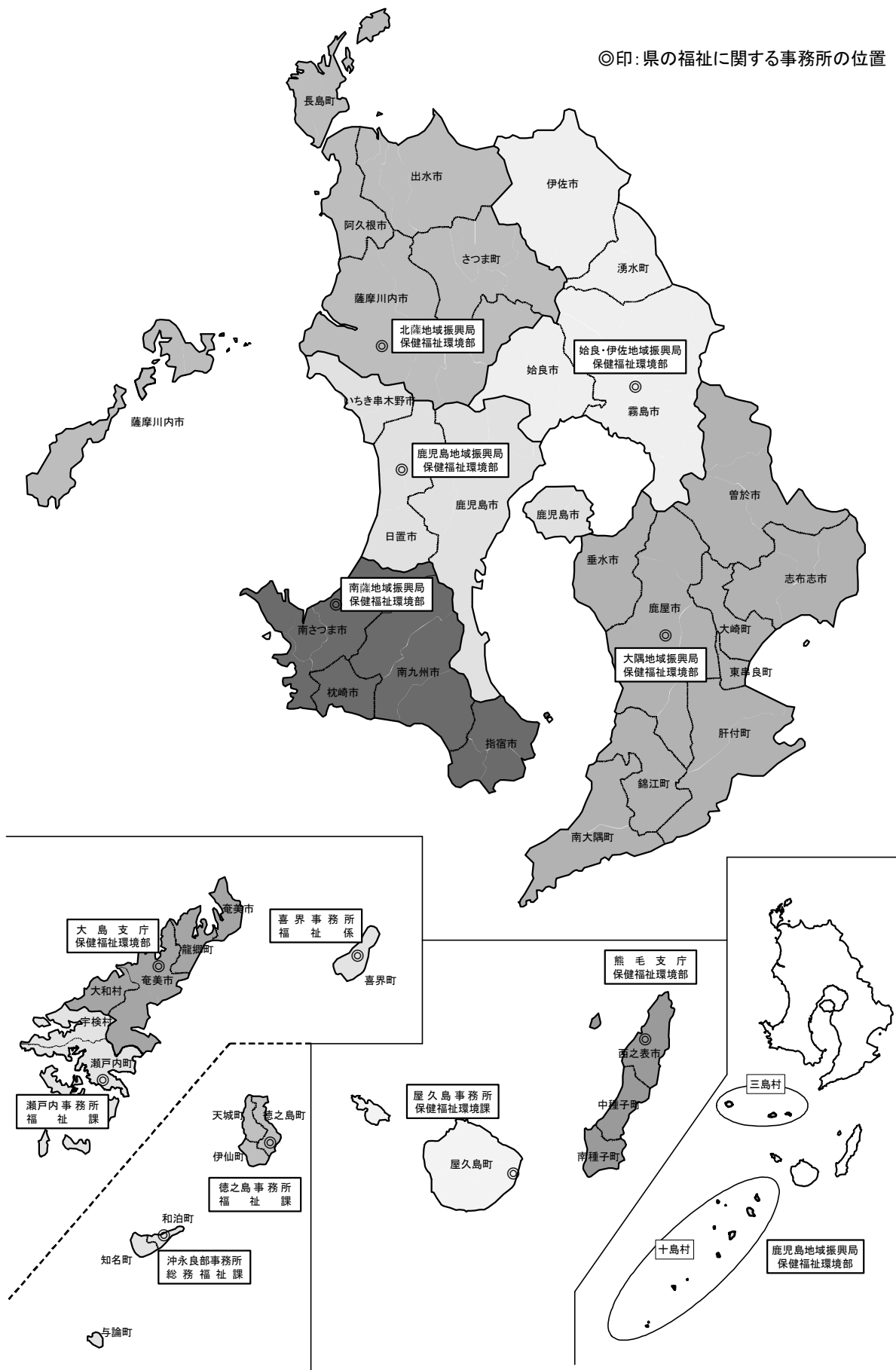
令和2年4月1日現在

名 称	電話番号	所 在 地	所 管 区 域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	099(272)6301	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	鹿児島市，日置市，いちき串木野市 三島村，十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0993(53)8001	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	枕崎市，指宿市，南さつま市， 南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0996(23)3166	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	阿久根市，出水市，薩摩川内市， さつま町，長島町
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0995(44)7964	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0994(52)2124	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市 大崎町，東串良町，錦江町， 南大隅町，肝付町
熊 毛 支 庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(22)1138	〒891-3192 西之表市西之表7590	西之表市，中種子町，南種子町
屋久島事務所 保健福祉環境課	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	屋久島町
大 島 支 庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(57)7243	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	奄美市，大和村，龍郷町
瀬戸内事務所 福祉課	0997(72)0186	〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津36	宇検村，瀬戸内町
喜 界 事 務 所 福祉係	0997(65)0114	〒891-6201 大島郡喜界町赤連2901-14	喜界町
徳之島事務所 福祉課	0997(82)0233	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7216	徳之島町，天城町，伊仙町
沖永良部事務所 総務福祉課	0997(92)0121	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1	和泊町，知名町，与論町

※生活保護法，児童福祉法，母子及び寡婦福祉法に関する事務については，市と十島村，長島町，南種子町及び屋久島町を除く。

県の福祉に関する事務所所管区域図（令和2年4月1日現在）

◎印：県の福祉に関する事務所の位置



5 くらし保健福祉部の主な相談窓口

令和2年4月1日現在

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容 等	相 談 日	相 談 時 間	問 い 合 わ せ 先
各地域振興局・支庁の保健福祉環境部（各保健所） 以下は一部を所管 ・屋久島事務所保健福祉環境課（屋久島保健所） ・瀬戸内事務所保健福祉課 ・喜界島事務所保健衛生課 ・徳之島事務所保健衛生課 ・徳之島事務所保健課 ・沖永良部事務所総務福祉課	地域住民の健康の保持及び増進を図るため、生活習慣病や難病対策等の専門的・技術的拠点として様々な保健サービスを実施する。（健康企画課等）	①結核、感染症の予防・まん延防止に関すること ②がん、糖尿病等生活習慣病に関すること ③心の健康に関すること ④エイズ、肝炎や複数疾患などについての専門的栄養指導に関すること（支所を除く） ⑤アレルギー疾患に関すること ⑥難病に関する支援に関すること ⑦原爆被害者等の療育に関すること ⑧心身障害児等の療育に関すること ⑨歯科保健の養育に関すること ⑩未熟児・不妊に関すること ⑪妊娠・出産や育児に関すること ⑫認知症、介護予防に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00	保健所の連絡先は270ページに記載 県の福祉に関する業務の連絡先は274ページに記載
	住民が快適で安心できる生活環境を確保するため、食品衛生や医事・薬事等における監視指導及び検査等の業務を行う。（衛生・環境課等）	①食品衛生及び水道の水質等に関すること ②食中毒の防止に関すること ③旅館・食堂・乳肉等の営業に関すること ④温泉の掘削に関すること ⑤徘徊犬の捕獲、飼犬などの飼養に関すること ⑥狂犬病予防に関すること ⑦動物愛護、騒音、振動、悪臭などに関すること（支所を除く） ⑧水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭などに関すること（支所を除く） ⑨産業廃棄物などに関すること（支所を除く） ⑩医薬品・毒物劇物等の販売業許可・登録及び監視指導に関すること ⑪薬物乱用防止及び献血・骨髓バンクドナー登録推進に関すること			
	生活保護の実施、児童の健全育成、母子家庭及び寡婦への相談援助や社会福祉施設等の指導監査業務を行う。（福祉課等）（地域保健福祉課等）	①生活保護の実施に関すること ②母子家庭及び寡婦の相談や指導に関すること ③児童の保険や更生に関すること ④介護保険サービス等に関すること ⑤精神保健福祉に関すること ⑥病院や診療所等の監視指導に関すること（本所のみのみ） ⑦社会福祉法人・施設等の指導監査に関すること ⑧配偶者等からの暴力被害に関すること			

※ 支所とは、指宿保健所、出水保健所、大口保健所、志布志保健所をいう。

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相談時間	問い合わせ先
鹿児島県医療安全支援センター（県庁保健医療福祉課）	患者・家族等と医療機関等との信頼関係構築の支援や患者サービスの向上を図るため、患者等の苦情・相談に対応するとともに、医療機関への情報提供等を行う。	①患者・家族等からの苦情、心配・相談等への対応 ②医療機関等からの相談への対応	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	9:00-12:00 13:00-16:30	(099)286-2000
地域医療安全支援センター（県内各保健所）	同 上	同 上	同 上	同 上	県内各保健所
認知症疾患医療センター	認知症の早期診断・早期治療のための鑑別診断、認知症の忘れ・徘徊などの行動・心理症状や急性期治療、認知症専門医療に関する相談に応じるとともに、研修等を開催し認知症に関する理解を深め、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。	①認知症に関する専門医療相談	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	9:00～17:00	谷山病院 099-269-4119 パールランド病院 099-238-0168 ウエルフェア九州病院 0993-72-4747 宮之城病院 0996-53-1005 荘記念病院 0996-82-2955 松下病院 0995-42-8558 あいらの森ホスピタル 0995-74-1140 病院芳春苑 099-472-0035 メンタルホスピタル鹿屋 0994-36-1870 せいざん病院 0997-28-3771 奄美病院 0997-52-0034
認知症電話相談窓口	家族等からの認知症に関する相談に応じることで、家族の認知症ケアの技術や精神面からの支援を行う。	①認知症に関すること ②認知症介護に関すること ③認知症専門相談先に関すること ④介護保険・福祉サービスに関すること	月～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	10:00～16:00	認知症のひとと家族の会 鹿児島県支部 鹿児島市鴨池新町1-7 099-257-3887
若年性認知症相談窓口	若年性認知症の方やその家族が状態に応じた適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、医療・福祉等に関する総合的な支援を行う。	①症状や治療に関すること ②就労・経済的問題に関すること ③介護保険・福祉サービス等に関すること ④介護に関すること	月～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	10:00～16:00	認知症のひとと家族の会 鹿児島県支部 鹿児島市鴨池新町1-7 099-251-3887

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相 談 時 間	問 い 合 わ せ 先
鹿児島県介護実習・普及センター	介護の実習等を通じて県民への介護知識・技術の普及を図るとともに、福祉用具やバリアフリーモデル住宅の展示・相談等により、適切な福祉用具や高齢者にやさしい住宅の普及を図る。	①介護に関する相談・助言 ②住宅改修・福祉用具に関する相談・助言	火曜日～日曜日 (月曜日(祝日の場合は翌日)と年末年始は休み)	9:00-17:00	(099)221-6615
鹿児島県難病相談・支援センター	難病患者及びその家族のニーズに応じた総合的な相談・支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と生活の向上を図る。	①専任相談員や医師による生活面や医療面での相談 ②特定疾患医療受給者証交付に関すること	①水曜日～月曜日 (火・祝日と年末年始は休み) ②月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	①9:00-16:00 ②8:30-17:15	①(099)218-3133 ②(099)218-3134
鹿児島シルバー110番	高齢者の権利擁護、高齢者やその家族が抱える福祉・保健・医療等に係る心配ごとや悩みごと等についで、総合的な相談に応じるとともに、各種情報の提供を行う。	①生活・福祉相談(福祉相談員) ②健康・介護相談(保健師) ③医療相談(医師) ④年金相談(社会保険労務士) ⑤法律相談(弁護士) ⑥税金相談(税理士) ⑦住宅増改築相談(建築士) → ②～⑦は、専門相談日を定めている。	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	9:00-17:00	①～⑦ 099-250-0110 0120-165270
県身体障害者更生相談所	身体障害児(者)の福祉の増進を図るため、相談及び判定等を行う。	①身体障害者手帳の交付に関すること ②補装具の給付、更生医療の給付のための判定に関すること ③身体障害者更生援護施設の利用に関すること	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	8:30-17:00	(099)229-2324
障害者110番	障害者及びその家族の日常生活における不安や悩みに対応するため、常設の相談窓口を開設し、相談等の対応を行う。	①生命・身体に対する侵害 ②家族や知人との人間関係 ③周囲の侵害に対する無理解等	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	9:00-17:00	電話:099-228-6000 (FAX兼用)
鹿児島県障害者権利擁護センター	障害者虐待の防止に、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、障害者虐待に関する情報収集・関係機関との調整を行う。	①養護者による障害者虐待に関する相談 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談 ③使用者による障害者虐待に関する相談	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み) *電話相談は年中無休	面接 8:30-17:15 *電話相談は24時間対応	電話:099-286-5110 FAX:099-286-5558

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相 談 時 間	問 い 合 わ せ 先
① 県鹿児島知的障害者更生相談所 ② 県大島知的障害者更生相談所	1. 8 歳以上の知的障害者の福祉の増進を図るため相談及び判定等を行う。	① 療育手帳の交付に関する事 ② 障害者支援施設の利用に関する事	月曜日～金曜日 土・日・祝日と年末年始は休み	8:30-17:00	① (099)264-3003 ② (0997)53-6070
県精神保健福祉センター 〔・自殺予防情報センター ・高次脳機能障害者支援センター〕	県民の精神保健の保持増進、精神障害者の福祉の向上、適切な精神医療の推進のため、精神保健福祉に関する相談及び診療等を行う。	① 精神科疾患、心の健康に関する事 ② 思春期精神保健に関する事 ③ 薬物関連問題に関する事 ④ 依存症関連問題に関する事 ⑤ 精神障害者通院医療、精神障害者被害者保護福祉手帳の交付に関する事 ⑥ 自殺、自死遺族等に関する事 ⑦ 高次脳機能障害に関する事	* 精神科医による相談（予約制） ① 月（再来）木（新規） ② 第3水曜 ③ 第3金曜 ④ 毎月第4火・水・金のいずれか (祝日は除く) ----- * 相談員による相談（来所は予約制） ①～⑤ ① 月～金 ⑥ 月・木 ⑦ 火・木・金 (祝日は除く)	① 9:00-12:00 ② 9:00-12:00 ③ 14:00-16:00 ④ 14:00-16:30	①～④ (099)218-4755 ⑥ (099)228-9558 ⑦ (099)228-9568
ひきこもり地域支援センター (子ども・若者総合相談センター内)	ひきこもり支援・コミュニケーション能力向上のための電話・来所指導を行うとともに、対象者の状況を応じ、治療・教育・労働・福祉などの関係につなぐ。	① 生活支援・就職支援を中心とした相談 ② 幅広い情報提供	火曜日～日曜日 (土・日・祝日も相談に応じています。) 毎週月曜日、年末年始(12/28～1/4)は休み	10:00-17:00	(099)257-8230
① 県中央児童相談所 ② 県大隅児童相談所 ③ 県大島児童相談所	1. 8 歳未満の子どもの健康や成長等を図るため、様々な相談等に応じる。	① 虐待(虐待相談)に関する事 ② 養育施設(児童養育施設)に関する事 ③ 養育施設(児童養育施設)に関する事 ④ 養育施設(児童養育施設)に関する事 ⑤ 養育施設(児童養育施設)に関する事 ⑥ 養育施設(児童養育施設)に関する事	月曜日～金曜日 (要予約) (土・日・祝日と年末年始は休み)	8:30-17:15	① (099)264-3003 ② (0994)43-7011 ③ (0997)53-6070
※虐待通告は365日24時間対応 ☎189(いちばやく) 児童相談所虐待対応ダイヤル					

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相 談 時 間	問 い 合 わ せ 先
子ども・家庭110番 (中央児童相談所内)	子育てに関する不安や不登校、いじめなど、児童のあらゆる問題について、専門の電話相談員が相談に応じる。	①子どものしつけのこと ②心や身体の発達のこと ③いじめや不登校のこと	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	9:00-22:00	(099) 275-4152
家庭児童相談室	家庭児童相談室は地域振興局及び支庁の地域保健福祉課並びに離島事務所に設置されており、家庭での育児、養育の方法や、児童と家庭との人間関係に関することなど、専門的技術を必要とする相談に応じる。	①子育てや子どもものしつけに関すること ②学校生活に関すること ③家族関係に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-16:00	・各地域振興局(鹿児島南薩は除く)の地域保健福祉課 ・熊毛・大島支庁の地域保健福祉課 ・瀬戸内、喜界、徳之島、沖永良部事務所
女性相談センター	要保護女子及び配偶者等からの暴力被害女性の相談並びに一般生活上の相談に応じる。	①性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子の保護更生に関すること ②配偶者等からの暴力被害に関すること ③日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性の性に関すること	月曜日～金曜日 日曜日は電話相談のみ 〔土・祝日と年末年始は休み〕	来所 月～金曜日 8:30-17:00 電話 月～金曜日 8:30-17:00 (木曜日20:00 迄) 日曜日 9:00-15:00	(099) 222-1467
県子ども総合療育センター	児童の心身の障害に関する相談や療育に関する指導を行う。	①心身の発達が気になる児童に関する相談 ②療育に関する相談	月曜日～金曜日 (要予約) 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099) 265-0005 (代表) (099) 265-2400 (相談・予約専用)
県発達障害者支援センター (子ども総合療育センター内)	発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行い、就学前の発達支援から就労支援までライフステージに応じた支援を行う。	①日常生活に関する相談支援に関すること ②発達支援に関すること ③就労支援に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099) 264-3720
県動物愛護センター	人と動物の共生する地域社会の実現のため、動物の愛護及び適正飼養の普及・啓発を行う。	①犬・猫の飼養やしつけに関すること ②犬・猫の譲渡に関すること ③動物愛護に関すること	水曜日～月曜日 〔火・祝日と年末年始は休み〕	9:00-17:00	(0995) 44-6301

6 市町村の保健福祉担当窓口

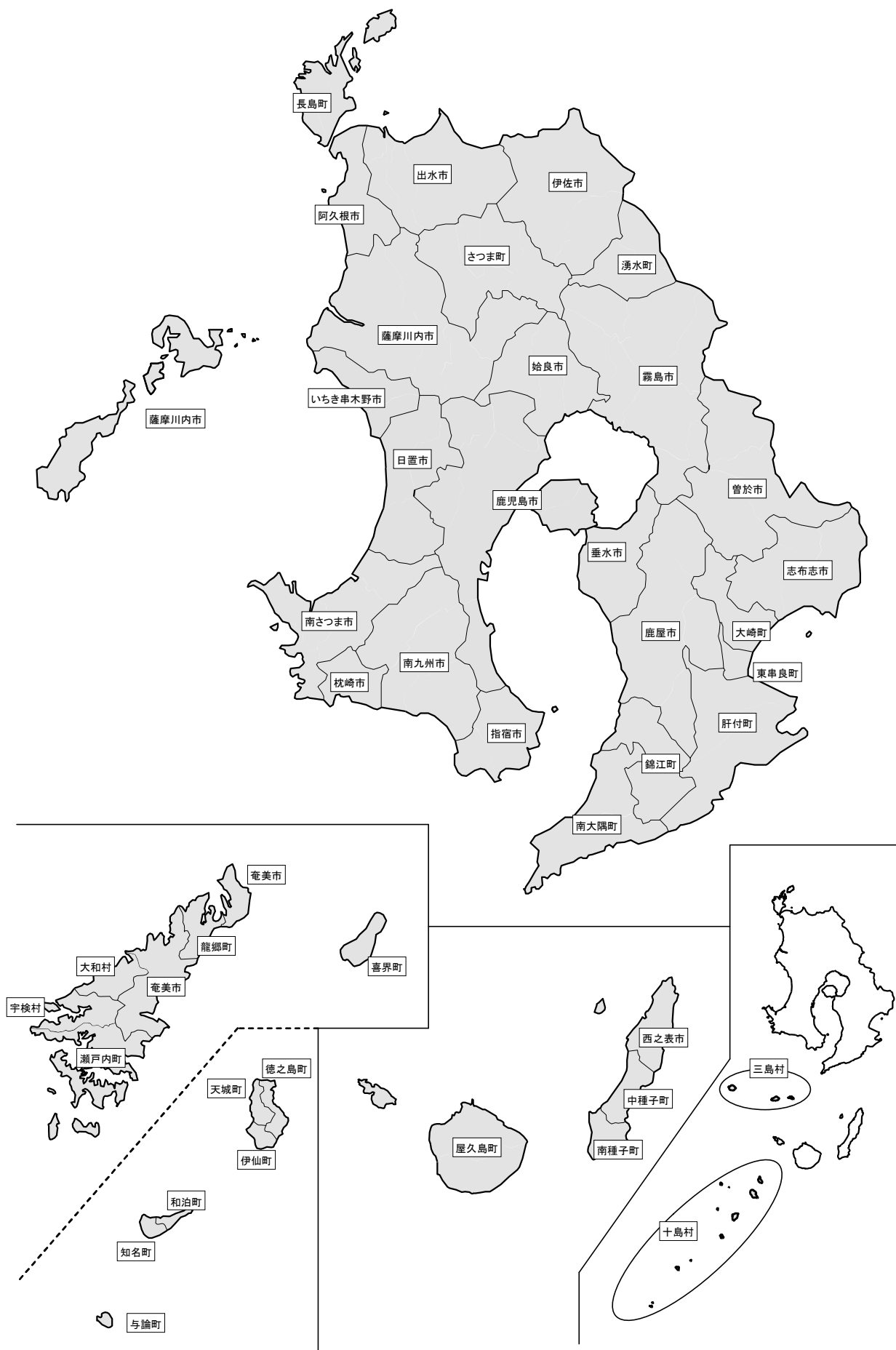
令和2年4月1日現在

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住 所	電話番号
鹿児島市	保健政策課	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-803-6842
	健康総務課	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-216-1239
鹿屋市	健康増進課 (保健相談センター)	893-0007	鹿屋市北田町11-6	0994-41-2110
	福祉政策課・高齢福祉課	893-8501	鹿屋市共栄町20-1	0994-43-2111
枕崎市	健康課 (健康センター)	898-0034	枕崎市日之出町231	0993-72-7176
	福祉課	898-8501	枕崎市千代田町27	0993-72-1111
阿久根市	健康増進課 福祉課	899-1696	阿久根市鶴見町200	0996-73-1211
出水市	健康増進課	899-0201	出水市緑町50-1	0996-63-2143
	福祉課・いきいき長寿課	899-0292	出水市緑町1-3	0996-63-2111
伊佐市	市民課 福祉課・こども課	895-2511	伊佐市大口里1888	0995-23-1311
指宿市	健康増進課 長寿介護課・地域福祉課	891-0497	指宿市十町2424	0993-22-2111
西之表市	健康保険課 市福祉事務所	891-3193	西之表市西之表7612	0997-22-1111
垂水市	保健課 福祉課	891-2192	垂水市上町114	0994-32-1111
薩摩川内市	市民健康課	895-0055	薩摩川内市西開聞町6-10	0996-22-8811
	障害・社会福祉課	895-8650	薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111
日置市	健康保険課 福祉課	899-2592	日置市伊集院町郡1-100	099-248-9421 099-248-9416
曾於市	保健課	899-8692	曾於市末吉町二之方1980	0986-76-8806
	市福祉事務所 (福祉課)	899-4192	曾於市財部町南俣11275	0986-72-0936
霧島市	健康増進課 保健福祉政策課	899-4394	霧島市国分中央3丁目45-1	0995-45-5111
いちき串木野市	健康増進課 福祉課	896-8601	いちき串木野市昭和通133-1	0996-32-3111
南さつま市	保健課 福祉課	897-8501	南さつま市加世田川畑2648	0993-53-2111
志布志市	保健課 福祉課	899-7492	志布志市有明町野井倉1756	099-474-1111
奄美市	健康増進課 福祉政策課・高齢者福祉課	894-8555	奄美市名瀬幸町25-8	0997-52-1111
南九州市	健康増進課 福祉課・長寿介護課	897-0215	南九州市川辺町平山3234	0993-56-1111
姶良市	健康増進課 社会福祉課	899-5492	姶良市宮島町25	0995-66-3111
三島村	民生課	892-0821	鹿児島市名山町12-18	099-222-3141
十島村	住民課	892-0822	鹿児島市泉町14-15	099-222-2101
さつま町	保険福祉課	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2	0996-53-1111
長島町	町民保険課 福祉事務所	899-1498	出水郡長島町鷹巣1875-1	0996-86-1111

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住 所	電話番号
湧水町	健康増進課 長寿福祉課	899-6292	始良郡湧水町木場222	0995-74-3111
大崎町	保健福祉課	899-7305	曾於郡大崎町假宿1029	099-476-1111
東串良町	福 祉 課	893-1693	肝属郡東串良町川西1543	0994-63-3131
錦江町	保健福祉課	893-2392	肝属郡錦江町城元963	0994-22-3044
南大隅町	町民保健課 介護福祉課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226	0994-24-3125 0994-24-3126
肝付町	健康増進課 福祉課	893-1207	肝属郡肝付町新富98	0994-65-2564 0994-65-8413
中種子町	町民保健課(健康センター) 福祉環境課	891-3604 891-3692	熊毛郡中種子町野間6662 熊毛郡中種子町野間5186	0997-27-1133 0997-27-1111
南種子町	保健福祉課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上2793-1	0997-26-1111
屋久島町	健康長寿課 福祉支援課	891-4207 891-4207	熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20	0997-43-5900 0997-43-5900
大和村	保健福祉課	894-3192	大島郡大和村大和浜100	0997-57-2218
宇検村	保健福祉課	894-3392	大島郡宇検村湯湾915	0997-67-2211
瀬戸内町	保健福祉課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23	0997-72-1111
龍郷町	保健福祉課	894-0192	大島郡龍郷町浦110	0997-62-3111
喜界町	保健福祉課	891-6292	大島郡喜界町大字湾1746番地	0997-65-3685
徳之島町	健康増進課 介護福祉課	891-7192	大島郡徳之島町亀津7203	0997-82-1111
天城町	けんこう増進課 長寿子育て課	891-7692	大島郡天城町平土野2691-1	0997-85-3111
伊仙町	地域福祉課 地域福祉課 子育て支援課	891-8293	大島郡伊仙町伊仙1842	0997-86-3111
和泊町	保健福祉課	891-9192	大島郡和泊町和泊10	0997-84-3526
知名町	保健福祉課 保健福祉課 子育て支援課	891-9295	大島郡知名町知名307	0997-84-3153
与論町	町民福祉課	891-9301	大島郡与論町茶花32-1	0997-97-3111

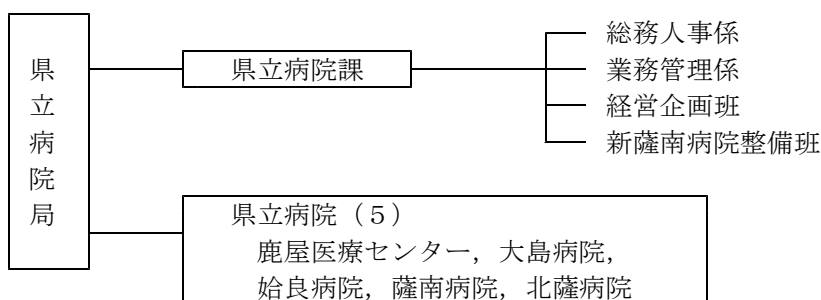
(参考) 鹿児島県内の市町村合併の状況

合併日	新市長村名	旧市町村名	合併後の市町村数
H16. 10. 12	薩摩川内市	川内市, 樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町, 里村, 上甕村, 下甕村, 鹿島村	88市町村(14市69町5村)
H16. 11. 1	鹿児島市	鹿児島市, 吉田町, 桜島町, 喜入町, 松元町, 郡山町	83市町村(14市64町5村)
H17. 3. 22	さつま町	宮之城町, 鶴田町, 薩摩町	79市町村(14市60町5村)
H17. 3. 22	錦江町	大根占町, 田代町	
H17. 3. 22	湧水町	栗野町, 吉松町	
H17. 3. 31	南大隅町	根占町, 佐多町	78市町村(14市59町5村)
H17. 5. 1	日置市	東市来町, 伊集院町, 日吉町, 吹上町	75市町村(15市55町5村)
H17. 7. 1	曾於市	大隅町, 財部町, 末吉町	72市町村(16市51町5村)
H17. 7. 1	肝付町	内之浦町, 高山町	
H17. 10. 11	いちき串木野市	串木野市, 市来町	71市町村(16市50町5村)
H17. 11. 7	霧島市	国分市, 溝辺町, 横川町, 牧園町, 霧島町, 隼人町, 福山町	61市町村(16市40町5村)
H17. 11. 7	南さつま市	加世田市, 笠沙町, 大浦町, 坊津町, 金峰町	
H18. 1. 1	鹿屋市	鹿屋市, 輝北町, 串良町, 吾平町	54市町村(17市32町5村)
H18. 1. 1	指宿市	指宿市, 山川町, 開聞町	
H18. 1. 1	志布志市	松山町, 志布志町, 有明町	
H18. 3. 13	出水市	出水市, 野田町, 高尾野町	52市町村(17市30町5村)
H18. 3. 20	奄美市	名瀬市, 住用村, 笠利町	49市町村(17市28町4村)
H18. 3. 20	長島町	東町, 長島町	
H19. 10. 1	屋久島町	上屋久町, 屋久町	48市町村(17市27町4村)
H19. 12. 1	南九州市	穎娃町, 知覧町, 川辺町	46市町村(18市24町4村)
H20. 11. 1	伊佐市	大口市, 菱刈町	45市町村(18市23町4村)
H22. 3. 23	姶良市	加治木町, 姶良町, 蒲生町	43市町村(19市20町4村)



Ⅱ 県立病院局関係

県立病院は、地域の中核的医療機関として、地域に不足する医療や政策医療、高度・専門医療、救急医療などの提供に努めているところです。



（１）令和２年度県立病院局予算の概要

区 分	令和２年度当初	令和元年度当初	伸 び 率
病 院 事 業	千円	千円	%
収 益 的 収 入 及 び 支 出			
病 院 事 業 収 益	19,385,793	18,956,340	102.3
病 院 事 業 費 用	20,263,862	19,364,878	104.6
資 本 的 収 入 及 び 支 出			
資 本 的 収 入	1,656,314	1,200,702	137.9
資 本 的 支 出	2,205,406	1,761,175	125.2

（２）県立病院局の事務分掌

課名	係 名	事 務 分 掌
県立病院課	総 務 人 事 係	・ 県立病院課の予算，決算，庶務等 ・ 県立病院局の人事，給与，企画調整，財産管理等
	業 務 管 理 係	・ 病院事業の予算，決算，会計指導検査，資金管理等 ・ 病院の業務指導等
	経 営 企 画 班	・ 病院事業の経営企画・安定化，第二次中期事業計画の進捗管理等
	新薩南病院整備班	・ 新薩南病院の整備等

(3) 県立病院第二次中期事業計画

1 計画策定の意義

県立病院事業は、「改革基本方針」や「中期事業計画」などに基づいて、経営改革に取り組み、医療面・経営面とも相応の成果が得られたが、病院別にみると黒字化にまで至っていない病院がある。

また、今後の病院経営において、診療圏人口の著しい減少や少子高齢化による人口構造の変化、深刻な医師不足や診療報酬改定等の医療制度改革など、大きな課題や不安定要因がある。

県立病院が持続可能な経営を確保し、地域に不足する医療や政策医療、高度・専門医療、救急医療などを提供するという重要な役割を継続的に担っていくために、「県立病院第二次中期事業計画」を策定する。

2 計画の基本的な考え方

改革基本方針の基本的な考え方や改革の方策を踏襲しながら、中期事業計画の総括や県地域医療構想における2025年の医療提供体制のあるべき姿、さらには、病院を取り巻く諸課題などを踏まえて、各県立病院が主体的な考えのもと、地域における役割を明確にし、医療機能の一層の充実・強化や経営の更なる安定化を目指す。

3 計画期間

平成29年度から令和3年度までの5年間

4 計画の基本的方向

(1) 県立病院としての役割

地域の中核的医療機関として、地域に不足する医療や政策医療、高度・専門医療、救急医療等を提供するという県立病院としての役割を担うほか、地域包括ケアシステムの後方支援病院として充実・強化を目指す。

(2) 医療の質の向上

地域の医療ニーズに対応し、高度・良質な医療を提供することを基本とし、医療機能の充実・強化や人材の養成などにより、更なる医療の質の向上を目指す。

(3) 持続可能な経営の確保

医療機能の充実・強化による収益の確保、材料費等の費用の削減、職員の企業意識の徹底等による経営の効率化に積極的に取り組み、持続可能な経営を確保して、「公共性」と「経済性」の両立を図る。

(4) 県地域医療構想を踏まえた役割

立地条件や医療機能の違いなどを踏まえ、地域に必要な医療提供体制の確保などにおいて、県立病院としての役割を担う。

5 県立病院全体の目標

各県立病院は、2025年の病院の将来像の実現に向けて、医療面・経営面の目標を設定し、計画期間中に目標達成のための様々な改善方策に取り組む。

[医療面]

(1) 病院を取り巻く諸課題への取組

診療圏人口の減少に伴う患者減や高齢化の進行による疾病構造の変化に対応するため、地域の医療機関等との連携強化や救急医療体制の強化による積極的な患者受入、高齢者に多い疾患への対応、不足する医療の提供に努める。

(2) 医療機能の充実・強化

地域の中核的医療機関として、高度・専門医療や救急医療、政策医療のほか、各種の指定病院として、医療機能の充実・強化を図る。

(3) 人材の確保・養成

医療機能の充実を図るため、医師等の確保とともに、専門医や認定看護師等の資格取得を支援し、計画的な人材養成に努める。

また、初期臨床研修医の確保とともに、新専門医制度の研修施設の指定を受け、地域枠をはじめとする医師の受入に努める。

(4) 地域医療連携の強化

地域医療連携室の組織・機能を充実し、他の医療機関等との役割分担と連携強化を図りながら、地域の医療提供体制を確保する。

I C Tを活用した地域医療情報ネットワークを構築し、地域の医療機関で患者診療情報等の共有化を図る。

(5) 地域包括ケアシステムの構築に向けた役割

地域包括ケアシステムの後方支援病院として、在宅医療を担う医療機関や介護施設等との連携を図りながら、急性期患者等を受け入れる。

在宅復帰を支援するため、リハビリや退院支援などの医療提供体制の充実・強化を図る。

[経営面]

(1) 収支目標

経常収支及び資金収支が黒字の病院は黒字の維持、赤字の病院は計画期間中の黒字化

(2) 一般会計からの繰入金の基準

国の指導基準の範囲内

(3) 累積欠損金の解消

解消・縮小に向けて最大限努力

(4) 新薩南病院整備事業

令和4年度中の新病院開院に向け、「新薩南病院基本計画」に基づき、基本設計、実施設計等を行う。

○ 令和2年度 事業の概要

事業名	県立病院整備事業
-----	----------

(所管：県立病院課)

継続（昭和39年度～）

1 目 的

県立病院が地域の中核的医療機関としての機能を十分発揮できるように施設・設備，医療機器を整備する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
県立病院施設整備事業	県	医療機能の充実，患者サービスの向上に必要な施設・設備を整備する。	病院事業特別会計 10/10
県立病院医療機器整備事業	県	医療機能の充実・強化に必要な医療機器を整備する。	病院事業特別会計 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		2年度当初	元年度当初	対前年比	
県立病院施設整備事業	千円 888,948	千円 888,948	千円 246,850	% 360.1	
県立病院医療機器整備事業	619,912	619,912	764,236	81.1	
計	1,508,860	1,508,860	1,011,086	149.2	

4 2年度実施計画及び事業実績

事業区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
県立病院施設整備事業	鹿屋：空調機器設備工事 大島：全熱交換器更新工事 薩南：新薩南病院設計業務委託 北薩：病院建屋防水工事（2階） 始良：急性期病棟整備等工事 等	大島：リニアック棟外構等工事 始良：3病棟ファンコイル改修工事 等	鹿屋：吸収式冷温水機等熱源機器更新工事 大島：リニアック棟新築工事 始良：病棟屋根補修工事等

事業区分	令和２年度	令和元年度	平成30年度
県立病院医療機器整備事業	鹿屋：心臓血管撮影装置 大島：心臓運動負荷モニタリング・心臓リハビリシステム 薩南：麻酔器及び生体モニター 北薩：MR I 装置 等	鹿屋：超音波診断装置 大島：リニアック装置（高精度放射線治療システム） 薩南：血管撮影X線診断システム 北薩：無影灯 始良：生化学自動分析装置 等	鹿屋：過酸化水素低温プラズマ滅菌装置 大島：関節鏡セット 薩南：腹腔鏡手術システム 北薩：カセットタイプX線画像診断装置 始良：全身用X線CT診断装置 等

5 その他参考事項

＜県立病院の状況＞

病院名	種別	病床数 (床)	診療科目	患者数(2年度計)	
				入院 (人)	外来 (人)
鹿屋医療センター	一般感染症	150	内科，循環器内科，外科，消化器外科，（整形外科），脳神経外科，小児科，産科，婦人科，（耳鼻咽喉科），放射線科，麻酔科 12科	45,912	48,515
大島病院	一般感染症 結核	315	内科，循環器内科，消化器内科，腎臓内科，脳神経内科，外科，消化器外科，整形外科，脳神経外科， <u>精神科</u> ，小児科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科， <u>耳鼻咽喉科</u> ，放射線科，病理診断科，救急科，歯科口腔外科，麻酔科 21科	91,516	117,140
薩南病院	一般感染症 結核	140	内科，循環器内科，消化器内科， <u>血液内科</u> ，人工透析内科，外科，消化器外科，（整形外科），（小児科），放射線科 10科	35,097	37,329
北薩病院	一般感染症	110	内科，呼吸器内科，循環器内科， <u>消化器内科</u> ，脳神経内科，外科， <u>脳神経外科</u> ，小児科， <u>放射線科</u> 9科	31,039	37,631
始良病院	精神	267	精神科， <u>歯科</u> 2科	92,158	24,694
計		982	54科	295,722	265,309

注：診療科目の（ ）は休診， は外来のみ（週2日など）である。（R2.3.31現在）